

専攻建築士紹介



松尾一級建築士事務所
松尾 登志子
〔法令専攻〕

自己の専門能力を高めていきたい

平成14年11月に東京建築士会でCPD制度の運用が開始されると同時に、専攻建築士制度への参加を目指しました。「建築東京」記事等で、専攻建築士制度の必要性を認識していましたので、当時参加していた女性建築士委員会バリアフリー部会の月例会開催時に制度の概要について建築士会事務局より説明をうけ、CPD手帳を入手し活動を開始しました。平成14年12月朝日生命ホールでのCPD説明会参加から、平成15年11月に専攻建築士申請を提出するまでの1年間、実務型・研修型CPDの活動で単位を積み重ねました。

25年にわたり「建築士」として、まちづくり活動・設計・建築教育・行政支援・建築相談等に関わってきましたので、今回は、「資格取得後15年を超える実務経験者」として「法令専攻」で申請しました。様々な分野で建築業務に関わってきた経験を、建築紛争解決・未然に紛争を防止するための予防的な相談業務等で活かしていきたいと考えたからです。

社会全体の仕組みが高度化・複雑化していく中、技術革新や規制緩和などによって、住環境を取り巻く状況はきびしさを増しており、住宅相談、裁判外紛争解決ADR（Alternative Dispute Resolution）での調停・仲裁等にかかわる機会が年々増加しています。住環境に関する問題は、相談者・近隣者間の利害に深く関わる事が多く、関係法令の調査・交渉力等、専門性を活かした能力が求められます。実務型・研修型CPDを通して専門能力を高め、専攻建築士としての自己研鑽に努めたいと思っています。

東京建築士会会員の まちづくり活動を 支援します

皆さんの積極的な
応募を期待しています

経済社会における価値観の多様化、ライフスタイルの変化にともなって、都民の地域に対する関心、生活環境への要望も多岐にわたって来ています。

新しいまちづくりの諸課題について、建築士自ら地域住民の思いとともに考え、専門家としての社会的役割を担っていくことが期待されています。

本会では、これらの地域貢献活動に対して「東京地域貢献活動センター」を設置し、地域の住民の方々と一緒になって活動しているまちづくり団体へ、財政的支援を下記の通り決め募集します。

東京地域貢献活動 センター 東京地域貢献活動 基金助成対象事業 募集要項

1.趣旨・目的

会員が関与する地域貢献活動の活性化に寄与することを目的に、地域貢献活動基金より財務的支援を行う。

2.助成対象事業

平成17年度以降会員が関与する以下のテーマに沿った営利を目的としない地域貢献活動。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1)地域のまちづくり | (5)自然環境の保全・整備 |
| (2)歴史的遺産の再生と活用 | (6)福祉環境の整備 |
| (3)景観の保存 | (7)地域防災づくり |
| (4)居住環境の保全・改善 | (8)その他、会の目的に適した活動 |

3.助成額

下記の限度額の範囲内で、かつ事業費1/2以内の額

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1)単年度事業 | 一件限度額 | 50万円以内 |
| (2)継続的事業 | 一年・一件の限度額 | 20万円以内但し、3年を限度 |

4.助成の申請

- (1)原則として申請時に、本会の会員が3名以上いるまちづくり団体の代表

者が申請できる。

(但し審査委員の関与した地域貢献活動は応募できない。)

(2)所定の助成申請書(①事業計画書、②事業収支予算書)により申請を行うこと。

(申請書はホームページよりダウンロードする。<http://www.tokyokenchikushikai.or.jp/>)

(3)助成金額は、東京地域貢献活動センター委員会が審査の上、助成の可否及び助成額を決定し平成17年4月30日までに通知する。

(4)助成申請書等は返却しない。

(5)審査結果については「建築東京」及び「建築関係新聞」等に掲載することもある。応募者は審査結果について異議を申し立てることができない。

(6)助成金は平成17年通常総会で、地域貢献活動団体等に支援する。

5.応募期間

平成16年12月1日より平成16年12月24日(締切当日の事務局就業時間内)までに必要書類を添えて活動センター事務局まで申し込むこと。

6.提出先

〒104-6204 中央区晴海1-8-12
トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 4F
社団法人東京建築士会 (TEL03-3536-7711)
東京地域貢献活動センター事務局